

# 2019年4月26日の年金裁判判決を学習し、 控訴審で勝利しましょう。

## はじめに

札幌地方裁判所は4月26日に、請求棄却の不当な判決を言い渡し、原告や多くの方から抗議の声が寄せられています。北海道年金裁判を支援する会では、判決を良く知るために学習会を開催しましたが、判決文それ自体が行き渡っていませんでした。事務局では、今後札幌高裁での控訴審を闘う上でも、是非判決文の学習を欠くことができないと判断し、判決文とそれを批判し指摘した資料を作成しました。是非、各地域で学習会を開催して、不当、不法な判決内容を知っていただくようお願いいたします。

## 判決文

原告653名が629名に

**主文** 1、原告らの請求をいずれも棄却する。  
2、訴訟費用は原告の負担とする。

**請求** 厚生労働大臣が原告らに対して平成25年12月4日付でした国民年金、厚生年金の額を改定する処分をいずれも取り消す。

### 1、事案の趣旨

- (1) 平成12年～14年にかけて、物価スライド特例法を制定。年金改定をせず、附則で所要の措置を講ずる旨定めた。その結果、法律上予定していたよりも1.7%高い水準の年金が支給された。法律上予定していた年金額水準を「本来水準」。物価スライド特例法による年金の水準を「特例水準」という。
- (2) 平成16年改正法により、最終的保険料を固定した上で、物価及び賃金の上昇を基準とした改定率から、調整率を乗じて年金額を改定する仕組み、マクロ経済スライドが導入された。マクロ経済スライドは、特例水準解消後に適用されるとした。

### 2、平成24年改正法及び本件処分

- (1) 平成16年改正法によっても、特例水準の解消は図られず、平成23年度以降、本来水準と特例水準の差は2.5%まで拡大した。このような状況を受けて、平成24年2月17日付で社会保障、税との一体改革大綱が閣議決定され、その中で、特例水準による年金の受給について、早急に計画的な解消を図ること、本来水準に引き下げることで、年金財政の負担を軽減し、現役世代の年金額確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする旨定められた。
- (2) これを受けて、平成24年改正法が制定され、特例水準を平成25年度に1.0%、平成26年度に1.0%、平成27年度に0.5%解消することとし、平成25年政令が制定され、25年度の年金額の計算過程において乗じる率が0.968と定められた。

- (3) 厚生労働大臣は、平成25年12月4日付で、平成24年改正法、平成25年政令に基づいて、特例水準の1.0%の解消として年金額を改定した。

### 3、本件処分に関する審査請求

原告らは、本件処分に対して審査請求を申し立てたが、いずれも却下された。原告らは、これを不服として再審査請求を申し立てたがいずれも却下された。

### 4、本件訴えの提起

平成27年15号事件の原告らは4月15日に、同第20号事件の原告らは5月20日に、同25号事件の原告らは、6月16日にそれぞれ本件訴えを提起した。

### 5、争点

- (1) 本件各処分が憲法25条、社会権規約9条に反するか。
- (2) 本件処分が憲法29条1項に反するか。
- (3) 本件処分が憲法13条に反するか。
- (4) 平成25年政令は、法の委任の範囲を逸脱し違法、無効であるか。

### 6、当裁判所の判断

- (1) 認定事実  
証拠及び弁論の趣旨によれば、国年法の改正で経緯に関し、次の事実が認められる（省略）

ここから、判決文の要旨を記載し、それに対する私たち原告の主張を述べます。

## 7、判決文と原告からの批判と指摘

ア、本件処分が憲法25条に反するものか否かについて検討する。

### 判決文①

憲法25条における「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的、相対的な概念で、その具体的な内容は、その時々における文化の発達程度、経済的、社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係で判断決定される。この規定を法律において具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、複雑多様で高度の専門技術的な考察と、それに基づいた政策的判断を必要とするものである。

具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用と見ざるを得ない場合を除き、裁判所が判断するに適しない事柄である。憲法25条2項は努力義務である。

#### 批判と指摘

本判決は、堀木訴訟判決を引用しているが、これは憲法25条を具体化する立法の場合であって、その後の判例では、減額改定をする場合、制度後退局面においては、堀木訴訟判決の射程は及ばないとしており、今回の判断は誤りである。新たに憲法25条を現実化する立法措置を講ずる場合と後退させる立法措置を講ずる場合、後者により密度の高い裁量統制を行っているし、立法機関の裁量権行使を司法審査の域外に置くことは誤りであり、司法の責任を放棄するものである。また、憲法25条2項は努力義務としていることは、憲法の理念を損なうものである。また、年金法は、憲法25条2項を受けて制定されており、その基本的役割は、生存権、基本的人権の保障である。国民はその権利を有し、それを保障するのが国の責任なのである。生存権を社会的に保障する考えはナショナルミニマム論である。

立法府に裁量の逸脱及び濫用があったと言わざるを得ない、それは、立法府の判断過程や議論において物価スライド特例法が制定された趣旨や、平成16年改正法において改定方式を変えなければ特例水準は解消されていた等の重要な点について説明がなされておらず、特例水準と本来水準との論理的関係の有無など考慮に入れるべき事項を考慮に入れず、判断されたこと。年金の減額処分により影響を受ける高齢者や、年金関係団体、関係者からの意見聴取、パブコメもなされず、国会での審議時間も極めて短いものであった。さらに特例水準の解消については、審議会等での審議は無く、突然平成23年6月2日の社会保障改革集中会議で「デフレ下のマクロ経済スライド」の項目に書き込まれ、それについての検討や審議がなされず成案化されたもので、審議過程に大きな過誤がある。審議過程では「7兆円のもらいすぎ」とねつ造して宣伝していたのが、事実と相違していたことも判明していたことなど、要考慮事項が考慮されていなかったのである。

### 判決文②

平成24年改正法は、特例水準を段階的に解消することを内容とするものであり、平成25年政令は、これを受けて、特例水準の一部を解消したものである。特例水準に係る措置、見直しについては、検討を行うべき規定を設けるべきことを、創設された時点、継続された時点で、将来的に解消されるべきものであることが想定されていたものである。

#### 批判と指摘

平成12年の特例法では附則は無く、翌年から附則が付けられたものである。平成16年改正では、物価が上昇する状況の下で解消するものとされ、年金額を減額して解消することは、全く想定をしていなかったものであり、解消できなかったのは、国の経済政策の誤りである。

平成12年度からの特例措置は「特例」だから、当然解消することが予定されていたというのも根拠が無い。特例措置は、措置を採らざるを得ない社会経済情勢があったからであり、物価の下落傾向、デフレ傾向が続く中での国民の家計への苦境、可処分所得の減少でもはや年金額を引き下げることが困難のための措置である。附則2条は、物価スライドを行わなかったことによる財政影響を考慮して、年金額その他の見直しの検討を行い、その結果に基づいて「所要の措置」を講ずるとしているものであって、特例措置の解消を前提としているものではない。特例水準の解消を行うとすれば、特例措置を必要とした社会経済情勢が解消されるかである。しかし、そのような事実は存在しなかった。

平成16年の改正法も、物価上昇の局面で措置する事が明記されたが、そのような状況にも至らなかったのである。

イ、本件各処分が社会権規約に違反するか否かについて検討する。

### 判決文

社会権規約9条は、締約国が社会保障についての権利が国の社会政策によって保障されるものであることを確認し、この権利に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を宣明にしたもので、個人に対し即時に具体的権利を付与したのではない。

また、社会保障についての権利を定める立法府の裁量を法的に縛るものではない。

#### 批判と指摘

社会権規約は、全ての者について社会保障の権利を認め、同規約2条1項は、締結国に対して、同規約において認められる権利の完全な実現を達成するため、利用可能な手段を最大限に用いて立法措置の適当な方法を取ることを約束する旨定めている。このことからしても、国は権利の実現に向けて法的義務が課せられているのである。

また、制度後退禁止原則は、権利の実現を漸進的に達成することを法的義務として定め、権利の実現を意図的に後退させることを禁じている。

したがって、年金額の減額処分は、制度後退禁止原則にも違反するものである。

## ウ、マクロ経済スライドは合理的であるについて

### 判決文

本件処分は、平成25年政令に基づくものであり、この規定は、特例水準の一部を解消して年金額を減額する内容であって、マクロ経済スライドの規定が適用になるものではない。そうするとマクロ経済スライドの合理性は憲法25条に適合するか否かという問題ではない。

マクロ経済スライドは、年金額の増減の基準であり、物価変動率、名目賃金変動率、被保険者の減少率の実績と平均余命の伸長具合を勘案した一定率という要素により計算される割合を要素にするものである。こうした要素が年金財政に係る収入と支出の額を変動させる主要なものとみることができるとに照らすと、この改正は、財政の均衡の保持という法の求めに整合するものである。以上を踏まえると、マクロ経済スライドが年金額等を定める基準として不合理なものではない。

#### 批判と指摘

特例水準の解消は、マクロ経済スライドの導入のための条件づくりのための不当な目的でなされ、高齢者の進展分だけ年金額を抑制し、年金財政の安定化を確保する仕組みであり、老後の生活よりも財政を優先させる制度である。平成16年改正によって、年金財源を将来に亘って固定化し、その範囲で支給可能な年金水準を定めること、積立金の活用等の他の施策を十分に検討することなく、自動的に年金給付水準を抑制しつづけること、多くの年金受給者にとって機能しない所得代替率50%という下限を設けたこと、基礎年金にも一律適用されることは、いずれも不合理である。

## エ、立法府の判断過程について

### 判決文

原告らは物価スライド特例法が制定された趣旨、本来水準の算定基準に賃金改定率を含めなければ、特例水準はより早く解消されていたことが説明されていない、特例水準の解消により将来世代の年金給付額が抑制される、マクロ経済スライドの発動と特例水準に論理的関係があると言った誤った説明がなされた、高齢者や学識経験者、関係団体等からの意見聴取やパブリックコメントを行わなかったと主張する。

しかし、当時の社会経済情勢に鑑み特例的に年金額を引き下げずに据え置く措置を講じた旨の社会保障審議会の認識、特例水準が続けば年金財政が悪化し、将来世代の年金給付額が抑制されることが見込まれていたこと、マクロ経済スライドは特例水準の解消が無ければ適用が無いことを踏まえれば、説明に不適切な点があったとは認め難い。パブリックコメントは、法律について義務的ではない、検討過程について不適切な点はない。

#### 批判と指摘

判断過程統制論について、立法過程での審議過程を慎重に審議したかが問われる、国会における審議時間も短時間であり、解散のどさくさに紛れて強行したものである。肝心な高齢者の生活実態を審議せず、当該者の意見も聴取しないのは、立法過程での瑕疵があったと認めざるを得ない。さらに当時の経済状態、高齢者の生活実態を十分検討することなく、年金財政のみで強行したことなど、審議過程で大きな問題を残

したものである。アの項目でものべている。

## オ、本件各処分が憲法29条1項に反するものかについて

### 判決文

(1) 財産権には種々の態様があり、財産権に対する規制が憲法29条2項に言う公共の福祉に適合するものとして是認されるものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考慮して判断すべきである。

(2) 規制の目的必要性については、今回の年金額の削減は、特例水準の一部解消を目的としている。また、物価指数に合わせて上下させる物価スライド制が導入されている、このように、国年法では、年金額が減額改定されることが制度上あり得るものとされている。年金額は、財政の長期的均衡の保持のために変動されるものである。

特例水準は、将来的に解消が予定されていたものである。年金額等については、従来から減少がありえるものとして制度が設計されていたものである。特例水準の一部解消による年金額減額は、公共の福祉に適合する制限を定めたもので、憲法29条に違反するとは言えず、今回の処分も同条に違反しない。

#### 批判と指摘

特例措置が実施された際、特例措置を解消することは謳われていなかった。平成16年改正では、物価が上昇する状況の下で解消するものとされ、物価スライドによる減額に加えて年金額を減額して解消することは、まったく想定していなかった。

年金受給者は長年保険料を払ってきた、そして、物価下落の下で特例水準解消を理由に年金額の減額は無いものと期待して、老後の設計を立ててきた。法律で定められた財産権の内容が、事後の法律で合理的な理由が無く変更されることはない。その意味で財産権は憲法29条による保護の対象になる。(最高裁第法廷昭和53年7月12日判決) 物価下落の局面で「特例水準」の解消を理由として、さらなる減額を行わないというのが、法律で定められた原告の年金受給権になっていた。この年金受給権を合理的な理由が無く、事後の法律で変更して、年金額を減額することは憲法29条に違反する。

## カ、年金は唯一の収入源ではない

### 判決文

国年法は、その制度によって生活の維持又は安定に寄与することを目的としているものであり、国民の生存権をこの制度のみによって保障することを目的としていないし、その規定を通覧しても、年金の他に収入を得ることを禁じる規定は無く、厚年法上、その目的に照らして年金額を不要とする程度の他の収入が得られていない限り支給される。このことからすれば、制度上、年金受給権が権利者にとって唯一の収入源であるということとはできない。

#### 批判と指摘

公的年金制度は、憲法25条を受けて国民の生存権を保障する目的で設けられたものであり、年金受給者にとっては、唯一の収入源であって、年金受給権が生存権的財産権である。

また、加入者が支払う保険料と給付との間に対応関係があることから、要保護性が強いものである。

## キ、本件処分は憲法13条に反するものかについて

### 判決文

原告らは、本件処分が最低限度の生活を送ることができない程度の水準に年金額を切り下げるものであり、①年金受給者に生活保護の受給を強制する点で高齢者の自己決定権を不当に侵害する点、②特例水準が解消され年金額が減少することはないとの期待に背くもので、高齢者が自己の選択に従って老後の生活を送る自己決定権ないし幸福追求権を侵害する点について、憲法13条に違反すると主張する。

①については、自己決定権は、生活保護法に基づく保護でない方法により収入を得るか否かについて、意志決定をする権利と解される。仮にこうした意志決定をする権利が憲法13条に照らして尊重されるものであるとしても、年金受給者の収入源が年金のほかに生活保護のみであるとは言えないから、年金額を減額しても、そのことが直ちに生活保護の申請を強いるものではない。②について、特例水準はその創設時から将来的な解消が法律上予定されていたことからすれば、期待は法的に保護すべきものと言うことはできない。年金制度は、制度設計が国の裁量に委ねられているものであって、本件処分がその裁量を逸脱するものでないことからすれば、年金額が減じられた結果として自己の選択の幅が狭められることは、憲法上許容されているとみるのが相当である。

### 批判と指摘

憲法25条を受けて制定された国年法等の趣旨からすれば、公的年金制度それ自体最低限度の生活を保障するものでなければ、憲25条に違反する。公的年金制度が加入を義務付け、強制力をもって保険料を徴収する制度であり、この制度によって支払う年金額は、全額が公費で賄われている生活保護制度の給付額を超えるものでなければならず、生活保護基準を下まわる年金額の改定は、健康で文化的な最低限度の生活の権利を侵害するものである。

本件処分により年金額を切り下げた結果、北海道内の年金受給額は平均月額5万3664円となり、これは生活保護水準の生活扶助費（札幌市の場合、60歳単身者が7万6370円、70歳台単身で7万430円である）に、はるかに及ばないもので憲法25条に違反する。

また、生活保護法の趣旨は、自立の助長であり、稼働能力の回復が見込まれない高齢者にとっては妥当せず、また、生活保護を利用する場合は、資産調査が必要不可欠で利用しやすいものではない。年金額切り下げが、最低限度の生活を送ることができない程度の水準は、生活保護へ受給を強制するものでもあり、高齢者の自己決定権を不当に侵害するものであり、憲法13条に違反する。また、本判決は、特例水準の解消が当初より予定されていたから、期待は発生しないとしているが、特例水準の解消は、平成16年改正で物価上昇の局面で措置するとしていて、年金額の切り下げで解消することは、一切想定していなかったものである。

ク、平成25年政令は、法の委任の範囲を逸脱し違法、無効であるかについて

### 判決文

平成25年政令の改定率は、毎年物価指数、名目賃金手取り率等を基準として改定されるものであるから、平成24年改正法の委任の範囲を逸脱していない。

原告らは、年金額は国民の生活その他の諸事情に著しい変動が生じた時にのみ改定が可能としていることなどに照らし、平成25年政令は、平成24年改正法の委任の範囲を超える無効なものと主張するが、しかし、国年法においては、著しく年金事業の財政の均衡を失すると見込まれる場合にも、所要の措置が講じられるものである。

また、平成24年改正法は、平成16年改正法が想定していた特例水準の解消のための方法によっては、特例水準が解消しないのみならず、本来水準との乖離が拡大した一方で、少子高齢化が進行し、年金財政も悪化することが見込まれるという、平成16年改正法の施行以来の事情を踏まえて制定されたものである。こうした事情は、国民生活の諸事情に著しい変動が生じたとみることができから、平成25年政令は、年金額を改定することが必要な場合に行われた所要の法改正に基づいて、改定するために必要な率を定めたものにすぎない。原告らの主張は採用しない。

### 批判と指摘

減額改定を行う場合は、諸事情に著しい変動が生じた場合に限定している。また、不当に年金受給権を侵害することが無いように、幅広く財源確保の可能性を検討することが求められていたというべきであり、この限度で国の裁量権は制限を受けていたのである。

国は、その当時、年金額の改定を行うべき事情の著しい変動は生じていなかったにも関わらず、減額改定を行う政令を制定し、かつ、制定に際して十分な検討はおこなわれていない。このように、平成25年政令は、裁量権の範囲を逸脱する違法なものであって、法の委任を超える無効なものであるから、効力を有しないものである。

## 8、札幌高裁へ控訴 2019年5月9日

札幌地裁判決の不当性を明らかにし、裁判所の違憲審査権を求めて控訴。

### 控訴の請求

- 1、特例水準解消を理由とする年金額切り下げ処分の取り消しを求める。
- 2、札幌地裁の判決を取り消す。
- 3、第1審、2審の訴訟費用は被控訴人の負担とする。

◎2019年6月28日作成

◎発行者：全日本年金者組合北海道本部  
札幌市白石区菊水四条1丁目7-16  
☎011-815-6338